

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月20日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第2号

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項各号列記以外の部分中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加え、同項第5号中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第7条第3項の規定は、平成31年4月1日から適用する。